



2025年2月21日

各位

会社名	スター精密株式会社
代表者名	取締役社長 佐藤 衛
コード番号	7718 東証プライム
問い合わせ先	常務取締役 コーポレート本部長 佐藤 誠悟 TEL. 054-263-1111

取締役の株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2025年2月21日開催の取締役会において、株式報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除くものとし、以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅰ」といいます。）の改定および業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅱ」といいます。）の導入について決議し、これらに関する議案（以下「本議案」といいます。）を2025年3月27日開催予定の第100期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

当社は、2021年3月25日開催の第96期定時株主総会において、対象取締役に対してストック・オプション付与のための報酬額として年額2千万円以内（各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の総数は60,000株以内）、譲渡制限付株式付与のための報酬額として年額8千万円以内（これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年200,000株以内）とご承認いただいております。

今般、株式報酬制度の見直しを行い、次のとおり、本制度Ⅰについて対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与するための上限額および上限株式数を改定するとともに、業績連動型株式報酬制度である本制度Ⅱを導入することを決議いたしました。なお、本株主総会において株式報酬制度改定に関連する議案をご承認いただいた場合には、ストック・オプション付与のための報酬枠は廃止することとし、既に付与済みのストック・オプションを除き、新たなストック・オプションの付与は行いません。

また、本改定にあたり、譲渡制限付株式の付与について、当社から対象取締役に対して金銭報酬債権を付与し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資して、当社の普通株式の発行または処分をする従前の方法に加えて、当社から対象取締役に対して取締役の報酬として金銭の支給または財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行または処分をする方法も用いることができることにいたします。

1. 本制度Ⅰの改定

これまでの譲渡制限付株式付与の状況や株式希薄化への影響等を考慮して、支給する金銭報酬の総額を年額3千5百万円以内、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数を年間20,000株以内（ただし、当社の普通株式につき株式の併合または株式の分割（株式無償割当てを含みます。）が行われた場合にはその比率に応じて調整されます。）に改定することにいたします。

本制度Ⅰについて、上限額および上限株式数を改定することならびに株式の交付方法として無償交付を加えることのほかは、従前の内容に変更はありません。

2. 本制度Ⅱの導入

対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることに加えて、取締役の報酬と当社の業績の連動性をより明確にすることを目的として、新たに本制度Ⅱを導入するものです。

本制度Ⅱは、対象取締役に対し、当社の取締役会において、基準となる株式数、業績評価期間（以下「評価期間」といいます。）および評価期間中の業績目標を定めて、当該業績目標の達成度等に応じて算定される数の当社の普通株式を付与するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型株式報酬であり、付与される当社の普通株式に一定の譲渡制限を付する制度です。業績指標は、利益を示す指標その他の当社の経営方針を踏まえた指標を当社の取締役会において設定いたします。なお、初回の評価期間は、2025年1月1日から2027年12月31日までとして、当該評価期間の業績指標は、ROE、営業キャッシュフローならびに事業セグメント別のROAおよび営業利益率を用いる予定です。

本制度Ⅱについて、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は年額6千5百万円以内、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数を年間57,000株以内（ただし、当社の普通株式につき株式の併合または株式の分割（株式無償割当てを含みます。）が行われた場合にはその比率に応じて調整されます。）といたします。

本制度Ⅱにおいては、評価期間が終了し、以下の要件を満たした場合に、対象取締役（評価期間開始後に新たに就任した対象取締役を含みます。）に対して当社の普通株式の交付を行います。

- (1) 当社の取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
- (2) その他業績連動型譲渡制限付株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要なものとして当社の取締役会で定める要件を充足すること

なお、評価期間開始後かつ当社株式の交付前に、対象取締役が死亡した場合等の当社の取締役会で定める事由が生じた場合には当社の普通株式に代えて、当社の取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することがあります。

また、クローバック条項を導入し、対象取締役に非違行為があった場合および株式付与の前提とした業績に重大な誤りがあることが判明した場合等は、譲渡制限の解除後一定の期間内に、取締役会の決議により、対象取締役に対し、株式または金銭の全部または一部の返還を請求することができるものとします。

なお、本制度Ⅱに基づく当社の普通株式の発行または処分に当たって当社と対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、当該割当契約により割当てを受けた当社株式（以下「本割当株式」といいます。）の払込期日から当社の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3) 無償取得

当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則または本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社は、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の執行役員に対しても、本制度Ⅱに基づく譲渡制限付株式を付与する予定です。